

行政書士登録手続のご案内

山口県行政書士会
山口市惣太夫町2番2号
TEL 083-924-5059

行政書士登録をされる方で山口県内に事務所を設けられる方は、山口県行政書士会（事務局）に、**登録申請者本人**が、以下の登録申請に必要な書類と諸費用を持参して、手続きを行ってください。

※ 申請手続きにお越しの際は、事前に事務局にご連絡をお願いいたします。

登録申請に必要な書類等（各1部）

※1・2・6①は日本行政書士会連合会 HP からダウンロード可能です。

1. 登録申請書（登録免許税 30,000 円の印紙を貼付、消印無効）

①本籍地・住所・事務所の所在地は証明書と同じように記入（○丁目○番○号・△△△番地）

・自宅住所情報：ローマ数字の使用は不可とし、必ず**算用数字**を記載・入力ください。

（例）「AマンションI号館」ではなく「Aマンション1号館」と記載・入力する。

②行政書士以外の類似資格については、開業されている場合のみ記入し、証明書等の写しを添付

2. 履歴書（写真 2.5 cm×3 cmを貼付）

3. 特定個人情報

マイナンバーカードの写し（表・裏両方必要）

※マイナンバーカードの写しに代え、個人番号が記載されている住民票の写しまたは個人番号が記載されている個人番号通知カードの写し（記載事項に変更がない場合）と本人確認のできる運転免許証（運転経歴証明書）、住民基本台帳カード（写真付きのもの）、在留カード、特別永住者証明書のいずれか一点の写し計2種類の書類でも可。

【注意事項】

- ・中身が透けない素材の定型郵便（長3）以上の大きさの封筒に上記写しを厳封。
- ・特定個人情報以外のものは封入禁止。（特定個人情報以外のものが封入されていた場合は、使用後に特定個人情報を廃棄するタイミングにて原則全て廃棄します。（返却不可））
- ・封筒に単位会名（山口県行政書士会）・申請者氏名を記載。

4. 行政書士となる資格を有する証明書類（いずれか1部）

①行政書士試験合格者の方：合格証の写し（原本を確認しますのでご持参ください）

②弁護士、弁理士、公認会計士、税理士いずれかの資格登録の方：登録事項証明書（原本）

③行政事務を担当していた方：公務員職歴証明書（所属行政機関の証明）

（②、③については、申請時に発行年月日が3ヶ月を経過していないもの）

5. 誓約書

- ①日本行政書士会連合会長に対する誓約
- ②山口県行政書士会に対する誓約

6. 承諾書（山口県行政書士政治連盟に対する承諾）

7. 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者である旨」の証明を受けたもの
 （申請時に発行年月日が3ヶ月を経過していないもの）

8. 事務所の位置図

9. 使用承諾書（事務所が賃貸の場合に必要な・別の事務所の使用権を確認できる書類等でも可）

10. 写真（2.5 cm×3 cm 2枚・裏面に氏名、撮影年月日を記入）※履歴書貼付分を除く。

11. 諸費用

①登録申請時

- ・登録手数料 25,000円
- ・入会金 200,000円

②登録決定後

- ・本会会費（年額） 62,400円
 【前期】4～9月分（4/25払）【後期】10～翌3月分（10/25払）の2回分割で納入）
- ・政治連盟会費（年額） 3,600円（4月一括納入）
- ・物品代
 - 行政書士徽章（1個） 5,500円
 - 領収証（1冊） 600円
 - 事件簿（1冊） 600円

場合により必要な書類

- a) 学歴証明書（学歴が高卒以上で行政事務歴が17年以上20年未満の場合）
- b) 懲戒免職処分を受けていない旨を証明する証明書（公務員歴があり、退職後3年を経過しない場合）
- c) 共同・合同事務所届出
 - 共同事務所・・・行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合
 - 合同事務所・・・行政書士が他士業者と、同一室内に事務所を設置する場合
- d) 誓約書（[法人等に勤務しており事務所は別の場所に設ける場合] / [法人等の事務所内に事務所を設ける場合]）
- e) 戸籍抄本（[職務上、旧姓の使用を希望する場合] / [婚姻等の理由により行政書士試験合格時から氏、名若しくは、氏名の変更があった場合]）

※上記の他、日行連が必要と認めた場合には提出を求めることがあります。